

6 登録事項等の変更届出手続（法第10条）

登録電気工事業者は、登録申請時の届出事項に変更が生じたときは、その旨を登録した都道府県知事（場合によっては、産業保安監督部長）に、届け出なければなりません。

なお、次に主な変更届出事項や添付書類等を掲げていますが、変更の内容が相互にふくそうする場合や事例にない変更事項も想定されますので、詳細は、山口県産業政策課へお問い合わせください。

（1） 変更等があった場合に必要な届出書類

ア 登録事項等変更届出書 …………… 様式第22号（84 ページ）

イ 添付書類

次表の変更届出が必要な場合の区分ごとに掲げる添付書類

（2） 届出の期限

変更があった日から、30日以内

（3） 提出先 山口県産業政策課

変更届出が必要な場合	個人	法人
ア 氏名又は名称の変更	A 氏名の変更の場合 (手数料が必要です。) 添付書類：登録電気工事業者登録証	a 名称変更の場合 (手数料が必要です。) 添付書類：登録電気工事業者登録証
イ 住所の変更	A (個人・法人共通) 市町村合併に伴う住居表示の変更の場合 手続きは不要です。なお、登録電気工事業者登録証に記載された住所については、更新・変更等の手続きの際に書換えを行います。(手数料は不要です。)	
	B A以外で、住居表示の変更の場合 (手数料は不要です。) 添付書類：登録電気工事業者登録証	b A以外で、住居表示の変更の場合 (手数料は不要です。) 添付書類：登録電気工事業者登録証 住居表示変更証明書
	C A又はB以外で、登録電気工事業者登録証に記載されている住所地の変更の場合(手数料が必要です。) 添付書類：登録電気工事業者登録証	c A又はb以外で、登録電気工事業者登録証に記載されている住所地の変更の場合(手数料が必要です。) 添付書類：登録電気工事業者登録証
ウ 営業所の名称の変更	A 通称名称の変更の場合 (手数料は不要です。) 添付書類は不要です。 (注) 通称名称の例 ○○電工 △△電設	a 登録電気工事業者登録証に記載されている名称(営業所である場合)を変更する場合(手数料が必要です。) 添付書類：登録電気工事業者登録証
		b 登録電気工事業者登録証に記載されていない営業所の名称を変更する場合(手数料は不要です。) 添付書類：添付書類は不要です。
エ 営業所の所在地の変更	① 登録電気工事業者登録証に記載されている営業所の所在地の変更の場合	
	A (個人・法人共通) 市町村合併に伴う住居表示の変更の場合 手続きは不要です。なお、登録電気工事業者登録証に記載された住所については、更新・変更等の手続きの際に書換えを行います。(手数料は不要です。)	
	B A以外で、住居表示の変更の場合 (手数料は不要です。) 添付書類：登録電気工事業者登録証	b A以外で、住居表示の変更の場合 (手数料は不要です。) 添付書類：登録電気工事業者登録証 住居表示変更証明書
	C A又はB以外で、登録電気工事業者登録証に記載されている住所(営業所である場合の所在地)の変更の場合 (手数料が必要です。) 添付書類：登録電気工事業者登録証	c A又はb以外で、登録電気工事業者登録証に記載されている住所(営業所である場合の所在地)の変更の場合 (手数料が必要です。) 添付書類：登録電気工事業者登録証
	② 登録電気工事業者登録証に記載されていない営業所の所在地の変更の場合 (手数料は不要です。)	
	A 添付書類は不要です。	a 添付書類は不要です。

変更届出が必要な場合	個人	法人
オ 営業所の新增設を行う場合	個人・法人共通（手数料は不要です。） 添付書類：Ⅰ―Ⅰ―（２）―イ（９・１０ページ）の添付書類 （ただし、誓約書（個人用又は法人用）は不要です。）	
カ 営業所の廃止を行う場合 （二か所以上の営業所のうち一か所以上の営業所を廃止する場合）	A 登録電気工事業者登録証に記載されている営業所を廃止する場合 （所定額の手数料が必要です。） 添付書類：登録電気工事業者登録証	a 登録電気工事業者登録証に記載されている営業所を廃止する場合 （所定額の手数料が必要です。） 添付書類：登録電気工事業者登録証
	B 登録電気工事業者登録証に記載されていない営業所を廃止する場合 （手数料は不要です。） 添付書類は不要です。	b 登録電気工事業者登録証に記載されていない営業所を廃止する場合 （手数料は不要です。） 添付書類は不要です。
キ 登録電気工事業者のままで電気工事の種類を変更する場合（「一般用電気工作物等」を「自家用電気工作物」に、「一般用電気工作物等及び自家用電気工作物」を「自家用電気工作物」に変更する場合は、通知業者の手続きによってください。	個人・法人共通 A 「一般用電気工作物等」を「一般用電気工作物等及び自家用電気工作物」に変更する場合（所定額の手数料が必要です。） （主任電気工事士が第２種電気工事士免状所持者の場合は、従業員等に第１種電気工事士免状所持者が必要です。） 添付書類：登録電気工事業者登録証、備付器具調書 従業員等の雇用証明書及びその者の第１種電気工事士免状の写し （主任電気工事士が第２種電気工事士免状所持者の場合） B 「一般用電気工作物等及び自家用電気工作物」を「一般用電気工作物等」に変更する場合（所定額の手数料が必要です。） 添付書類：登録電気工事業者登録証	
ク 主任電気工事士等を変更する場合	個人・法人共通（手数料は不要です。） 添付書類：Ⅰ―Ⅰ―（２）―イのうち主任電気工事士等に係る添付書類 （９・１０ページ）	
ケ 主任電気工事士等の免状の種類を変更する場合 （免状の種類を第二種電気工事士免状から第一種電気工事士免状に変更する場合）	個人・法人共通（手数料は不要です。） 添付書類：第一種電気工事士免状の写し	
コ 法人の役員を変更する場合		a 法人の役員（代表者の変更を含む。）を変更する場合 （手数料は不要です。） 添付書類：誓約書（法人用）

添 付 書 類	様 式 番 号	ペー ジ
誓約書（法人用）（注１）	様式第３号	６７
誓約書（主任電気工事士に関するもの）（注２）	様式第４号	６８
主任電気工事士の雇用証明書（注３）	様式第５号	６９
主任電気工事士等実務経験証明書（注４） （登録申請者の従業員等である場合）	様式第６号	７０
主任電気工事士等実務経験証明書（注４） （他の電気工事業者の従業員等であった場合）	様式第７号	７１
主任電気工事士等の電気工事士免状の写し（注５）	様式第８号	７２
備付器具調書（注６）	様式第１２号	７３

（注１） 申請者自身が法第６条第１項の欠格事由に該当しない者であることを誓約する書面。

（注２） 雇用した主任電気工事士が法第６条第１項の欠格事由に該当しない者であることを誓約する書面。申請者自身が電気工事士であって主任電気工事士を兼ねて営業所で業務を行う場合は不要。

なお、法人の場合はいかなる場合も必要。

（注３） 申請者自身が電気工事士であって、主任電気工事士を兼ねて営業所で業務を行う場合は不要。

（注４） 主任電気工事士等となる者が、第二種電気工事士である場合は、第二種電気工事士免状取得後、一般用電気工作物等に係る電気工事に関し３年以上の実務に従事したことを証明する必要がある。

なお、主任電気工事士等が第一種電気工事士である場合は、主任電気工事士等実務経験証明書は不要。

（注５） 電気工事士免状の写しを貼付のこと。

（注６） 電気工事の種類に応じて、備付の必要な器具に関する事項を記入すること。

（３） 申請期限

新たに登録を受ける場合は、営業所を設置してその事業を営もうとするときです。

経済産業大臣又は産業保安監督部長の登録を受けていた登録電気工事業者が山口県内のみに営業所を設けることとなり、引き続き電気工事業を営もうとするときは、その日から３０日以内に申請してください。この日を過ぎると従前の登録は失効し無登録業者となりますので十分注意してください。